

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第14号

令和5年3月31日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月6日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
福島県監査委員 高 野 光 二  
福島県監査委員 佐 竹 浩  
福島県監査委員 高 橋 宏 和  
5 財 第 2 9 4 号  
令和5年4月27日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
福島県監査委員 高 野 光 二  
福島県監査委員 佐 竹 浩  
福島県監査委員 高 橋 宏 和  
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和5年3月16日付け4福監第393号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 喜多方建設事務所  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施年月日 令和5年2月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	（原因）

委託料の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

令和3年4月1日に契約を締結した道路維持補修業務委託（道維・維補）において、同年5月分から9月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料8,513,450円の支払を怠り、5ヶ月以上遅延して令和4年3月31日に支出している。

「是正又は改善の意見」

委託料の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

1 単価契約での委託事業において、委託先業者からの請求書を業務課監督員が直接受け取り、自身の机にしまいこんでいたため、上司も総務課も未払に気がつかなかった。

2 総務課では月々の支払を確認するセルフチェック表を作成し、支払を確認しているが、請求書の提出がなかったことから、請求がないものと思い込み、結果として本来やるべきチェックを行わなかった。

（処理状況）

1 令和4年3月16日  
委託先業者から支払の催促があり、未払が判明した。

2 令和4年3月18日  
委託先業者に対し謝罪と経過説明を行った。

3 令和4年3月31日  
委託料8,513,450円の支払を行った。

4 令和4年5月9日  
再発防止のため、単価契約による業務委託契約に関する事務処理ルールを定め、文書にして所内に周知するとともに、他に未払がないことを確認している。

（今後の対応）

1 業務課担当は請求書を受け取らず、総務課担当が受け取ることとする。また、委託先業者に対してその旨、協力依頼する。

2 単価契約による委託事業の事務処理状況を組織内で共有するため、工事番号毎に管理する一覧表を作成し、業務課と総務課で以下のとおり役割分担し、一元管理してチェック体制を強化することとした。

①業務課担当：工事番号毎に発注情報を入力する。

②業務課長：業者からの実績報告書により検査年月日を入力する。

③総務課担当：②を確認の上、支出命令書を作成し、支払年月日を青字で入力する。

④総務課長：支出命令書を確認し、③を黒字にする。

（監査総務課）

監査公表第15号

令和5年3月31日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月6日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和

5 教 財 第 1 4 9 号  
令和5年4月28日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
福島県監査委員 高 野 光 二 様  
福島県監査委員 佐 野 竹 浩  
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和5年3月16日付け4福監第393号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。  
（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 いわき湯本高等学校  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施年月日 令和5年2月24日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 特殊勤務手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 湯本高等学校において、令和3年12月20日から12月22日までの修学旅行の生徒引率業務に対する教員特殊業務手当について、9名分137,700円が支給されていない。</p> <p>「是正又は改善の意見」 特殊勤務手当の支出に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務担当者が修学旅行が生徒引率業務に係る特殊勤務手当に該当することを認識しておらず、支給していなかった。</li> <li>2 管理職は、修学旅行後に特殊勤務手当の支給が完了しているか確認をしていなかった。そのため、支給漏れを是正する指示をしていなかった。</li> <li>3 組織的に特殊勤務手当の支給漏れをチェックする機能が働いていなかった。</li> </ol> <p>（処理状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年12月12日 職員調査の対応準備をしている時に令和3年度湯本高等学校の修学旅行の生徒引率業務に対する特殊勤務手当の支給が漏れていることに気付いた。</li> <li>2 令和4年12月12日 教育庁職員課に支給漏れを報告し、過年度分の追給に必要な書類の指示を受けた。</li> <li>3 令和5年1月17日 特殊勤務手当の過年度分追給に必要な書類を取りまとめ、職員課に追給・返納計算依頼書を提出した。</li> <li>4 令和5年2月21日 職員課にて追給の事務処理が完了し、9名の教職員の口座へ振込がなされた。</li> </ol> <p>（今後の対応）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係規程に基づき特殊勤務手当の該当業務と処理すべき時期を示したチェック表を作成し、所属内事務職員の全員がチェック表を保有する。</li> <li>2 担当者は、特殊勤務手当に関連する旅費の支出命令書を発議する際には、同時に特殊勤務手当処理日を記入した上記チェック表を添付して決裁を受ける。</li> <li>3 管理職及び副担当者は、上記チェック表により特殊勤務手当に該当する業務</li> </ol>

	<p>であるか、処理すべき時期に完了しているかの確認を行う。</p> <p>その際、遅延や漏れが確認された場合は、直ちに支給手続を指示して是正させるなど、組織的に支給が適正かチェックする。</p>
--	--

- 2 監査対象機関 福島東高等学校  
 監査対象年度 令和4年度  
 監査実施年月日 令和5年2月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      内部統制が機能しておらず、高等学校等就学支援金の受給資格認定関係事務及び高等学校授業料収入事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      令和4年度入学者に係る令和4年4月以降分及び令和3年度以前入学者に係る令和4年7月以降分の就学支援金支給決定（予定）通知書については、教育庁財務課からの各保護者に係る収入状況審査結果通知を受け、速やかに各生徒に交付すべきところ、職員調査日現在、交付していない。</p> <p>また、令和3年度以前入学者の令和4年4月から6月分を除き、高等学校等就学支援金受給資格のない生徒に係る高等学校授業料の収入調定を、職員調査日現在、行っていない。</p> <p>令和4年度入学者の令和4年4月以降分及び令和3年度以前入学者の令和4年7月以降分の授業料については、収入調定を行わないまま各生徒（保護者）の金融機関口座から引き落とししていないものが30名、811,800円、高等学校等就学支援金受給資格のある生徒等から引き落とししたものが16名、168,300円となっており、それぞれ追加徴収、返還が必要となっている。</p> <p>「是正又は改善の意見」                      高等学校等就学支援金の受給資格認定関係事務及び高等学校授業料収入事務については、組織的な執行体制及びチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正かつ速やかに行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理職が進捗状況を十分に確認していなかった。</li> <li>2 担当職員が業務内容について十分に理解していなかった。</li> <li>3 体調不良の職員に配慮したため、職員間の業務量が偏ってしまった。</li> </ol> <p>（処理状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年2月17日                          就学支援金支給決定（予定）通知書を交付した。</li> <li>○令和5年2月20日                          授業料の収入調定を行った。</li> <li>○令和5年2月15日～同年3月27日                          授業料が未納となっていた30名分の追加徴収を行った。</li> <li>○令和5年2月28日～同年3月10日                          16名の戻出処理（授業料の返還）を行った。</li> </ul> <p>（今後の対応）                      今後は以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 セルフチェック表に就学支援金の項目を追加するなど、業務の取組が遅滞しないよう管理職による進捗状況の確認を徹底して行う。</li> <li>2 令和5年度から任期付き職員1名が増員となることから、職員間の業務量の平準化を図るとともに、当該業務の副担当職員を1名から2名に増員してチェック機能の徹底を図る。</li> <li>3 当該業務の開始時期に職員間で業務の進め方や事務分担等について打合せを行い、業務開始後も適宜打合せを行いながら業務の円滑な進行に努める。</li> </ol>

（監査総務課）

**監査公表第16号**

令和5年3月31日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月6日

福島県監査委員 山 田 平四郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二

福島県監査委員 佐竹 浩  
 福島県監査委員 高橋 宏和  
 福公委(会)第1号  
 令和5年4月24日

福島県監査委員 山田 平四郎  
 福島県監査委員 高野 光二 様  
 福島県監査委員 佐竹 浩  
 福島県監査委員 高橋 宏和

福島県公安委員会委員長 山本 真一 ㊟

定期監査に係る措置状況について(通知)

令和5年3月16日付け4福監第393号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 伊達警察署  
 監査対象年度 令和3年度・令和4年度  
 監査実施年月日 令和5年2月24日

指摘・勧告事項	措置状況																						
<p>「指摘事項」          駐在所の私用電気料の調定額が誤っているものがある。</p> <p>「事実」          掛田駐在所の私用電気料について、設置されている子メーターによる使用量の算定を誤り、平成29年3月分から令和4年7月分までの私用電気料を誤調定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月分から令和4年2月分までの60月分           <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>正調定額</td><td>374,663円</td></tr> <tr><td>誤調定額</td><td>512,807円</td></tr> <tr><td>過調定額</td><td>138,144円</td></tr> </table> </li> <li>・令和4年3月分から令和4年7月分までの5月分           <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(過調定分)</td><td></td></tr> <tr><td>正調定額</td><td>11,545円</td></tr> <tr><td>誤調定額</td><td>36,048円</td></tr> <tr><td>過調定額</td><td>24,503円</td></tr> <tr><td>(不足調定分)</td><td></td></tr> <tr><td>正調定額</td><td>11,325円</td></tr> <tr><td>誤調定額</td><td>9,185円</td></tr> <tr><td>不足額</td><td>2,140円</td></tr> </table> </li> </ul> <p>「是正又は改善の意見」          私用電気料の調定に当たっては、居宅部分の電気使用量を正しく算定し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正調定額	374,663円	誤調定額	512,807円	過調定額	138,144円	(過調定分)		正調定額	11,545円	誤調定額	36,048円	過調定額	24,503円	(不足調定分)		正調定額	11,325円	誤調定額	9,185円	不足額	2,140円	<p>(原因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在所の私用電気料については、設置されている子メーターにより算定している。当該駐在所の子メーターは私用分を計測しているが、公費負担である事務室分を計測していると誤認し、私用分の算定を誤った。</li> </ul> <p>(処理状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過調定分については、令和5年1月までに還付を終了している。</li> <li>・不足調定額については、令和4年11月までに収入を完了している。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該駐在所に電気設備に係る竣工図面を備え付けるとともに、子メーター測定箇所を誤認しないよう、子メーターに計測箇所の表示を行うこととした。(実施済み)</li> </ul>
正調定額	374,663円																						
誤調定額	512,807円																						
過調定額	138,144円																						
(過調定分)																							
正調定額	11,545円																						
誤調定額	36,048円																						
過調定額	24,503円																						
(不足調定分)																							
正調定額	11,325円																						
誤調定額	9,185円																						
不足額	2,140円																						

(監査総務課)

#### 監査公表第17号

令和5年3月31日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月6日

福島県監査委員 山田 平四郎

福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和  
 5財第287号  
 令和5年4月25日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二 様  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和

福島県知事 内堀雅雄 印

財政支援団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和5年3月16日付け4福監第396号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

財政支援団体等監査に係る措置状況について

監査対象団体 公立大学法人福島県立医科大学  
 監査対象年度 令和3年度  
 監査実施年月日 令和5年1月12日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      入院に係る料金の一部について、消費税等の課税・非課税の区分を誤ったものがある。                      「事実」                      出産入院時の特別病室加算料（差額ベッド料）については、消費税等が非課税であるにもかかわらず、県立医科大学附属病院において、平成28年12月22日から令和3年12月22日までの間、消費税等課税として料金を算定し、徴収していた。                      ・ 誤徴収対象者数：1,573名                      ・ 誤徴収額：6,036,569円（一人当たり平均：3,838円）                      県立医科大学は、誤徴収した金額に遅延損害金を加えた額を対象者に順次返金している。                      ・ 返金済み対象者数：1,307名（83.1%）                      （職員調査日（令和4年10月27日）現在）                      ・ 返金済み誤徴収額：5,099,402円（84.5%）（同）                      ・ 遅延損害金：666,056円（同）                      令和2年度までに誤徴収した金額については、各年度において消費税等として納付済みであるため、消費税等の更正の請求を行うことが可能である。                      なお、令和3年4月1日から同年12月22日までに誤徴収した金額については、消費税等の申告期限までに、適正に申告されている。                      「是正又は改善の意見」                      消費税の課税・非課税の区分については、関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）                      今回の事案は、平成28年12月のみらい棟の新設に伴い、新たに産科病棟の特別病室加算料を設定した際の事務処理誤りにより、本来非課税で処理すべきところを課税処理としていたことが原因です。                      （処理状況）                      指摘を受けた事実のとおり、消費税を誤徴収した患者に対し、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を、順次返金しており、令和5年3月31日現在、                      ・ 返金済対象者数：1,329名（84.5%）                      ・ 返金済誤徴収額：5,164,082円（85.8%）                      ・ 遅延損害金：677,032円                      まで返金が進んでいることを確認しました。                      なお、消費税の更正のためには、税理士と新たに委託契約を結ぶ費用が発生すること等を勘案し、更正の請求は行わないと整理したことについては、やむを得ないことと確認しました。                      また、再発防止を図るため、病院で徴収している診療費について、改めて課税区分の取扱いが適正かどうかを再確認し間違いがなかったこと、消費税改正時や診療費の徴収方法に変更がある場合には、担当者だけでなく管理・監督者により改正・変更内容を精査するなど、病院内における確認体制の構築に取り組んでいることを確認しました。                      （今後の対応）                      当該法人が関係法令に基づき適正に事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
<p>「指摘事項」</p>	

費用の会計年度所属区分に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

- 1 令和2年度に購入した郵便切手について、検収、請求書受領後速やかに支払うべきところ、支払関係帳票が管理の不備により所在不明となったことから、令和3年度の予算より支払っている。

切手代 303,744円  
アンケート用 (@84×3,616枚)  
請求書年月日 令和3年1月8日  
支払日 令和3年5月12日

- 2 令和2年度の看護学部講座研究費の共通経費支払いについて、検収、請求書受領後速やかに支払うべきところ、担当者の失念により3か月以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

金額 574,120円  
品名 ストレッチャー、車椅子(2台)、スクリーン  
支払日 令和3年8月31日

- 3 受託研究に係る被験対象者への謝金支払いについて、出役の確認後速やかに支払うべきところ、担当者間の連絡不備により1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 34名  
未払額 284,700円  
治験日 令和3年1月31日  
支払日 令和4年1月31日及び2月15日

(1 原因)

今回の事案は、支出伝票を作成する事務局担当職員が行う、発注した所属への進捗状況及び支払関係帳票の作成状況の確認が不十分であったことが原因です。

(1 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、請求書等を再発行してもらい、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、事務局担当職員が、財務会計システムにより四半期毎に点検を行い、発注後に支払事務が進められていないものについて、発注した所属に進捗状況及び支払関係帳票の作成状況を確認することとしたこと、さらには、上司が当該確認状況をチェックすることにより、支払遅延事案の発生防止に取り組んでいることを確認しました。

(2 原因)

今回の事案は、担当職員が納入業者からの納品の都度、検収を行い、請求書を受領した後は速やかに支払うべきところを、支払いを失念してしまったことが原因です。

(2 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、未払い判明後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、購入物品の支払漏れがないかを、各月の伝票持込期限日に確認を行うよう取り組んでいることを確認しました。

(3 原因)

今回の事案は、通常の受託研究の取扱いと異なり、事務局担当職員が被験者データを集計して所属講座に提供する特殊な取扱いとなっていたことについて、事務局担当職員の理解不足により被験者データの集計、共有が遅延したこと並びに講座の担当職員との相互確認が不十分であったことが原因です。

(3 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、未払い発見後は、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、特殊な取扱いをしている事案については備忘録を作成するとともに、担当者の変更があった際には上司も含めて確実に引継ぎを行い、担当職員間で定期的に連絡を取り合うことにより、連携の強化に取り組んでいることを確認しました。

4 研究補助業務に係る被験対象者への謝金支払いについて、出役の確認後速やかに手続すべきところ、事務手続に時間を要したため、3か月以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 2名  
未払額 77,000円（2名分）  
治験日 令和2年9月3日並びに同年10月4日、8日、15日、16日及び22日  
令和3年1月9日、10日、12日、26日及び29日  
支払日 令和3年7月30日

5 文部科学省助成事業に係る物品の購入に伴う支払いについて、納品確認後速やかに支払うべきところ、事務手続の不備により、1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

購入物（消耗品）シャツ型心電計「Plum SENSE」  
支払額 46,200円  
納品日 令和2年10月5日  
支払日 令和3年11月15日

6 非常勤講師への謝金の支払いについて、実施報告の確認後速やかに支払うべきところ、担当者間の連絡不備により1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 4名  
未払額 総支給額25,200円（源泉徴収税額768円）  
対象月日 令和3年2月分（2月3日2名、2月10日2名）  
支払日 令和4年3月15日

「是正又は改善の意見」

支出手続に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、会計年度所属区分について関係規程に基づき適正に行うこと。

（4 原因）

今回の事案は、担当講座からの出役確認等の提出が月締めでなされず、遅れて提出があったことが原因です。

（4 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、遅れて出役確認等の提出があった後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。  
また、再発防止を図るため、毎月電子掲示板で各講座の教職員に対し速やかな処理を促す掲示を行う取組を継続して行うとともに、年度末は、特に注意喚起を行っていることを確認しました。

（5 原因）

今回の事案は、該当物品の検収済みの納品書の原本がなく、納品の事実確認に時間を要したことが支払遅延の原因です。

（5 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、納品書を再発行してもらい、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。  
また、再発防止を図るため、各講座においては納品書と納品物を同時に受領するとともに、納品書と納品物は複数の職員で確認するよう取り組んでいることを確認しました。

（6 原因）

今回の事案は、謝金の支払いには、Zoomでの講義についても講座からの「授業実施報告書」等の提出が必要であるにもかかわらず、講座での意識が薄れていたため、提出がなされなかったことが原因です。

（6 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、遅れて「授業実施報告書」等の提出を受けた後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。  
また、再発防止を図るため、これまでの非常勤講師委嘱の際の各講座への毎月報告の依頼に更に注意書きを加えるとともに、定期的に報告漏れがないか各講座への連絡を行うよう取り組んでいることを確認しました。

（今後の対応）

当該法人が、事務の執行に当たり複数人数で確認を行うなど、組織的なチェック体制を強化するよう指導するとともに、関係規程に基づき適正に事務処理を行うよう指導してまいります。

（監査総務課）